

SEITOKU 修学支援制度

(下例：大学の場合)

入学金減免 I区分 30,000円 II区分 20,000円 III区分 10,000円	+	授業料減免 I区分 110,000円 II区分 73,400円 III区分 36,700円	+	学費給付 I区分 51,000円 II区分 34,000円 III区分 17,000円	=	最大年額 191,000円
--	---	---	---	---	---	-------------------------

※多子世帯

入学金減免 多子世帯は 一律 30,000円	+	授業料減免 多子世帯は 一律 110,000円	+	学費給付 I区分 51,000円 II区分 34,000円 III区分 17,000円 IV区分 12,800円 多子世帯 0円	=	最大年額 191,000円
-------------------------------------	---	--------------------------------------	---	--	---	-------------------------

【対象】

入学区分等	申請条件
① 令和8年度春学期入学：1年次入学生 ② 令和7年度以前春学期入学：1年次からの入学生	* 高等学校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学に入学した日までの期間が2年を経過していない方 * 高等学校卒業程度認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む）であって、合格した年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が2年を経過していない方 ※就学支援を受けていた大学等から本学の1年次に入学する場合や、過去に認定取り消しを受けたことがある方は、対象とはなりません。
③ 令和8年度春学期入学：3年次編入学生 ④ 令和7年度以前春学期入学：3年次編入学生	* 「大学等における就学の支援に関する法律」第7条第1項の確認を受けた大学等及び法律に準じた就学支援を行っている大学等において授業料等の減免及び学資給付金の給付を受けていた学生が本学に転学・編入学した場合で、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から転学・編入学した日までの期間が1年を経過していない方

※この他、学力、収入、資産等の条件があります。詳細は次頁以降をご覧ください。

【令和8年度春学期受付期間】

春学期受付期間	令和8年4月20日（火）～令和8年5月22日（金）
----------------	----------------------------------

※秋学期新生、及び秋学期入学の在学生用の申請受付期間は、別途ご案内いたします。

【注意】

※本修学支援制度は国による「大学等における修学の支援に関する法律」と同じ内容の、本学独自の制度となります。

※正科生が対象となり、課程正科生・科目等履修生は対象にはなりません。申請要件詳細につきましては、次頁を参照ください。また、複数の大学・専門学校等に所属している方は、国による「大学等における修学の支援に関する法律」と同内容となりますため、いずれか1校での申請しかできません。複数校での申請をしないよう、ご注意願います。

※SEITOKU 指定施設推薦奨学制度と本制度を申請される場合、入学金の減免は重複適用できません。いずれか片方での減免となります。

※入学時に社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得における実習免除申請をされる場合、課程履修費は減額後の金額に適用されます。

※本修学支援金は入学手続き前には振り込みされません。入学時納付金（免許・資格取得希望者は課程履修費含む）はご自身での納入が必要となります。入学時の支援金につきましては、後期以降の学費に充当させていただきます。（残額が発生した場合は、希望者には卒業時に返金します）

令和8年度春学期入学生は、本学通信教育部へ出願・入学許可を受けたいうえ、以下の修学支援申請条件、全ての条件に該当しているかをご確認ください。また、在學生は、以下の修学支援申請条件、全ての条件に該当しているかをご確認ください。

〈修学支援申請条件〉下記①～⑤の各条件に該当している方

申請条件	申請条件詳細																																				
①本学入学までの期間	表紙【対象】条件参照																																				
②学業成績等	<p>【1年次入学生】下記①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①高等学校における全履修科目（途中段階ではなく、卒業までの全ての成績における）の評定平均値が、5段階評価で3.5以上である</p> <p>②高等学校卒業程度認定試験の合格者である</p> <p>③本学様式による「学修計画書」の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる</p> <p>【在學生】下記①②のいずれかに該当する方</p> <p>①前年度までの学業成績（累積）において、標準単位数（＝卒業所要単位数÷就業年限×在籍年数 ☆）以上を修得し、そのGPAが標準単位数以上を修得している学生のうち所属学科の上位2分の1</p> <p>②修得単位数が標準単位数（＝卒業所要単位数÷就業年限×在籍年数）以上であり、本学様式による「学修計画書」の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる（ただし、在学中の学業成績が5頁《修学支援をうけるにあたっての注意事項》の「廃止」の区分に該当する場合には対象とならない）</p>																																				
③家計の経済状況等	<p>学生本人と生計維持者それぞれについて、以下の計算式により算出された額を合算した額により、支援対象を第Ⅰ～Ⅲ区分に分けます。</p> <p>下記計算式により、第Ⅰ～Ⅲ区分のいずれかに該当する方</p> <p>【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）</p> <table border="1" data-bbox="405 1451 1469 1626"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額算定基準額</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>100円未満</td> <td>満額（上限の範囲内）</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> <td>第Ⅰ区分の減免額の2/3</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> <td>第Ⅰ区分の減免額の1/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市町村民税所得割が非課税となる方（税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある）を含む。</p> <p>多子世帯（扶養の子どもが3人以上）の区分については、下表のとおりとする。なお、多子世帯における「扶養する子」は、原則として確定した税情報により確認するが、税情報に反映されない時期に出生した生計維持者の実子等を含めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="367 1883 1506 2141"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額算定基準額</th> <th>授業料等減免額</th> <th>学資支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第Ⅰ区分</td> <td>100円未満</td> <td>満額（上限の範囲内）</td> <td>満額（上限の範囲内）</td> </tr> <tr> <td>第Ⅱ区分</td> <td>100円以上～25,600円未満</td> <td>満額（上限の範囲内）</td> <td>第Ⅰ区分の支給額の2/3</td> </tr> <tr> <td>第Ⅲ区分</td> <td>25,600円以上～51,300円未満</td> <td>満額（上限の範囲内）</td> <td>第Ⅰ区分の支給額の1/3</td> </tr> <tr> <td>第Ⅳ区分</td> <td>51,300円以上～154,500円未満</td> <td>満額（上限の範囲内）</td> <td>第Ⅰ区分の支給額の1/4</td> </tr> <tr> <td>多子世帯</td> <td>154,500円以上</td> <td>満額（上限の範囲内）</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免額算定基準額	減免額	第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3	第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3	区分	減免額算定基準額	授業料等減免額	学資支給額	第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）	満額（上限の範囲内）	第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の2/3	第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の1/3	第Ⅳ区分	51,300円以上～154,500円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の1/4	多子世帯	154,500円以上	満額（上限の範囲内）	なし
区分	減免額算定基準額	減免額																																			
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）																																			
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3																																			
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3																																			
区分	減免額算定基準額	授業料等減免額	学資支給額																																		
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）	満額（上限の範囲内）																																		
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の2/3																																		
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の1/3																																		
第Ⅳ区分	51,300円以上～154,500円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の1/4																																		
多子世帯	154,500円以上	満額（上限の範囲内）	なし																																		

④資産	<p>I～IV区分であって、多子世帯ではない場合は5,000万円未満であること。多子世帯の場合は3億円未満であること。ただし、多子世帯であっても、資産が5,000万円以上の場合、授業料等減免のみの支援となり、学資支給はしない。</p> <p>資産は下表に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="357 241 1519 757"> <thead> <tr> <th>資産</th> <th>資産の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td>金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)</td> </tr> <tr> <td>預貯金</td> <td>普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>株式、国債、社債、地方債等</td> </tr> <tr> <td>投資信託</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貴金属等</td> <td>投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※宝石(指輪等)は含まない。</td> </tr> </tbody> </table>	資産	資産の内容	現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)	預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)	有価証券	株式、国債、社債、地方債等	投資信託	—	貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※宝石(指輪等)は含まない。
資産	資産の内容												
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)												
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)												
有価証券	株式、国債、社債、地方債等												
投資信託	—												
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※宝石(指輪等)は含まない。												
⑤国籍・在留資格等	<p>下記①～④のいずれかに該当する方</p> <p>①日本国籍を有する方</p> <p>②「法定特別永住者」として本邦に在留する方</p> <p>③「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって本邦に在留する方 ④在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある方</p>												

〈提出書類〉「様式」は巻末に添付されています。様式番号を確認の上、必要書類を記入してください。

入学区分等	提出書類
<p>①令和8年度春学期入学：1年次入学生</p> <p>②令和7年度以前春学期入学：1年次からの入学生</p>	<p>（1）高等学校在学時に日本学生支援機構の予約採用を申請済みの方：下記①②を両方を提出してください。</p> <p>①日本学生支援機構から発行された「採用候補者決定通知」（大学提出用）</p> <p>②「認定申請書」（様式1）</p> <p>（2）前号に該当しない、入学後1年を経過していない方：下記①～③すべてを提出してください。</p> <p>①「認定申請書」（様式1）</p> <p>②高等学校における全履修科目（途中段階ではなく、卒業までの全ての成績における）の評定が確認できる「調査書」（出願時に提出済みの場合は不要）または、「学修計画書」（様式11）</p> <p>③学生本人及び生計維持者の「所得証明書」</p> <p>※生計維持者の「所得証明書」は記載事項を省略しないこと</p> <p>（3）入学後1年以上を経過した方：下記①～③すべてを提出してください。</p> <p>①「認定申請書」（様式1）</p> <p>②「学修計画書」（様式11）</p> <p>③学生本人及び生計維持者の「所得証明書」</p> <p>※生計維持者の「所得証明書」は記載事項を省略しないこと</p>
<p>③令和8年度春学期入学：3年次編入学生</p> <p>④令和7年度以前春学期入学：3年次編入学生</p>	<p>下記①～④すべてを提出してください。</p> <p>①「転学・編入学等に伴う授業料等減免の継続に関する申請書」</p>

生	(様式 9) ②学生本人及び生計維持者の「所得証明書」 ※生計維持者の「所得証明書」は記載事項を省略しないこと ③「授業料等減免の対象者の減免の状況に関する報告書」 (様式 10) (異動元の大学様等に記入してもらってください。) ④「学修計画書」(様式 11)
---	---

〈修学資金採用の流れ〉

①修学支援申請書類提出：5月22日(金) 消印有効

※必要書類の詳細は、上記の提出書類をご覧ください。

↓ (適格認定の実施)

②就学支援認定結果の通知：7月中旬頃

※就学支援申請者に認定可否の結果を通知します。適格認定された方には、すでにお支払いいただいている入学金・授業料等(在学学生は授業料等)に充当した結果を通知いたします。

↓

③就学支継続願の提出：(毎年)3月末日(春学期申請者)

※翌年度支給にあたっては、学業成績・学習意欲、及び収入、資産の確認を行います。

収入・資産の確認：毎年7月末日までに

学業成績・学習意欲の確認：毎年3月末日までに

※必要書類の提出がない場合には、適格認定の判定が行われませんので、当該学期の就学支援が廃止されます。

※また、就学支援が不要になった場合は、本人からの申し出により、就学支援を廃止します。

↓ (次年度適格認定の実施)

④次年度就学支援継続判定結果の通知：(毎年)5月頃

※次年度の就学支援継続申請者に認定可否の結果を通知します。適格認定された方には、充当した結果を通知いたします。

↓

② 卒業(支援金残額が発生した場合には返金しません)

〈支援を受けるにあたっての注意事項〉

①SEITOKU 奨学制度を利用して学業に励む方は、奨学生としての自覚をもって学業に励んでください。

②入学後、次のいずれかに該当する場合、就学支援の適用を取り消し【廃止】します。

- ・修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数(2頁☆参照)の6割以下の場合
- ・履修科目のスクーリング授業への出席率、及び通信科目の単位修得率が6割以下であること、その他の学習意欲が著しく低い状況にあると認められる場合
- ・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合(停止の区分に該当する場合を除く。)

③入学後、次に該当する場合、修学支援は【停止】します。

- ・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(2回目の警告がGPA下位4分の1以下の基準のみに該当する場合に限る。また、連続して3回該当する場合を除く。)

④入学後、次のいずれかに該当する場合、【警告】を行い、それを連続(年)で受けた場合には、就学支援の適用を【廃止】または【停止】します。

- ・修得した単位数の合計数が標準単位数(2頁☆参照)の7割以下の場合(②の「廃止」区分に該当する者を除く)
- ・GPAが学科における下位4分の1の範囲に属する場合
- ・履修科目のスクーリング授業への出席率、及び通信科目の単位修得率が8割以下であること、その他の学習意欲が低い状況にあると認められる場合(②の「廃止」区分に該当する者を除く)

※上記に該当する場合で、傷病・災害等のやむを得ない事由がある場合は、理由書を提出すること。

- ⑤就学支援を受けている学生が休学した場合、就学支援は停止します。また、就学支援を受けている学生が本人事由により退学した場合、年額で支給している学費給付金額から退学翌月以降分の給付金は返還いただきます。
- ⑥就学支援を受けている学生が、懲戒としての退学・停学又は戒告の処分を受けた場合には、当該処分の内容に応じて、下記の通り就学支援の取消し又は停止を行います。
- ・退学、停学（3月以上または期限の定めのないもの）：就学支援の取消
 - ・停学（3月未満のもの）、戒告：就学支援の停止
- ※就学支援を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で就学支援の取消を行います。この場合、当該処分日の属する学年の初日に遡って就学支援を取り消し、すでに減免及び学資給付金として充当を行った授業料等を徴収します。
- ※就学支援を停止することとなる懲戒処分を受けた場合、以下の通り就学支援を停止します。なお、懲戒処分による就学支援停止の期間は、就学支援の期間に通算されます。（延長はありません。）
- 1カ月以上の停学処分の場合：当該停学期間の就学支援を停止
 - 1カ月未満の停学処分及び戒告処分の場合：当該処分日を始期として1月分の就学支援を停止
- ⑦就学支援を受けている学生が、退学を申し出た場合、修学支援は停止します。学費に充当しきれない支援金残高が生じた場合は返金しません。
- ⑧在留資格について：就学支援期間中に在留資格が満了する方について、在留期間が更新されているか、また、在留資格変更の有無の確認をいたします。要件を満たさなくなった場合には、就学支援を停止します。
- ⑨日本学生支援機構【給付】奨学金の給付を受けている方の本学就学支援制度との適用について：日本学生支援機構給付奨学金の給付を受けている方については、本学学資支給金から日本学生支援機構給付奨学金として給付されている額を差し引いた額を支給します。
- ⑩転籍学生の対応について：就学支援を受けている者が、通学課程から通信教育課程へ転籍した場合は、必要に応じてその時点で就学支援区分を見直します。該当学生は①「認定申請書」（様式1）、②「学修計画書」（様式11）③学生本人及び生計維持者の「所得証明書」を提出してください。
- ⑪家計の急変に伴う就学支援の申請について：予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前（家計急変後の収入に基づく市町村民税所得割の課税標準額等を基準とした支援が始まるまで）に緊急に就学支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、就学支援の対象とすることができます。（該当者は、本学就学支援細則第25条詳細にて確認いただきます。）
- ⑫虚偽申告について：申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合は、就学支援を打切るほか、それまでに支援を受けた額の全額をただちに返還いただきます。

〈支援額について〉各区分に該当する金額が減免・給付の支援額となります。

(大学)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分	30,000 円	110,000 円	51,000 円	191,000 円
第Ⅱ区分	20,000 円	73,400 円	34,000 円	127,400 円
第Ⅲ区分	10,000 円	36,700 円	17,000 円	63,700 円

(大学・多子世帯)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分(多子世帯)	30,000 円	110,000 円	51,000 円	191,000 円
第Ⅱ区分(多子世帯)			34,000 円	174,000 円
第Ⅲ区分(多子世帯)			17,000 円	157,000 円
第Ⅳ区分(多子世帯)			12,800 円	152,800 円
(多子世帯)			0 円	140,000 円

(短大)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分	30,000 円	94,000 円	51,000 円	175,000 円
第Ⅱ区分	20,000 円	62,700 円	34,000 円	116,700 円
第Ⅲ区分	10,000 円	31,400 円	17,000 円	58,400 円

(短大・多子世帯)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分(多子世帯)	30,000 円	94,000 円	51,000 円	175,000 円
第Ⅱ区分(多子世帯)			34,000 円	158,000 円
第Ⅲ区分(多子世帯)			17,000 円	141,000 円
第Ⅳ区分(多子世帯)			12,800 円	136,800 円
(多子世帯)			0 円	124,000 円

※入学金減免は、入学時のみの対象となります（3年次編入学生は、前大学等にて減免を受けていたら、本学では対象となりません。）。2年目も支援の対象となる方は、②授業料減免及び③学費給付が対象となります。

※就学支援を受けられる期間は1年次入学生は本学入学から4年間、3年次編入学生は本学入学から2年間となります。

※①入学金減免、及び②授業料減免・③学費給付の対象となる範囲・金額は次頁の通りとなります。【本学学費への充当】により、お支払いをさせていただきますため、ご本人様のお手元に届くものではございませんことを、ご注意願います。

(大学)

■納付金等について【正科生・課程正科生】

(単位：円)

項目	正科生1年次		正科生3年次編入学		備考
	正科生3年次編入学		課程正科生3年次		
	入学時	後期	前期	後期	
① 学費等 (円)					
入学金	30,000	—	—	—	① 入学金減免
授業料	55,000	55,000	55,000	55,000	② 授業料減免
施設費	6,500	6,500	6,500	6,500	
補助教材費	8,000	—	8,000	—	③ 学費給付
小計	99,500	61,500	69,500	61,500	
規定用品費	5,000	—	—	—	
研究補助経費	5,000	—	—	—	紀要誌費、文献参照補助、質疑対応等
学友会費	1,100	—	—	—	
同窓会費	10,000	—	—	—	(正科生) 通信教育部卒業生の同窓会費、連合同窓会費含む (課程正科生) 通信教育部同窓会での学習支援行事等の補助費
小計	21,100	—	—	—	
学習管理費	12,000	—	12,000	—	通信科目の教材費、レポート用紙費、科目終了試験受験料、学生教育研究災害障害保険料・学研災付帯賠償責任保険料
合計	132,600	61,500	81,500	61,500	
年額	194,100		143,000		正科生 4年間合計 623,100円 正科生3年次編入学学生 2年間合計 337,100円 課程正科生 2年間合計 337,100円

※正科生2年次編入学学生の納付金は、上記の1年次および3・4年次金額と同額となります。(3年間合計 480,100円)
 ※学習管理費に含まれる教材費、科目終了試験受験料は履修上限科目数分までとなります。
 ※入学時納付金は「入学許可証」と同時に送付される振込用紙を使用して、銀行、信用金庫からお振込みください。

免許・資格	課程履修費	該当する学科
幼稚園教諭一種 (課程正科生は二種もあり)	40,000	児童学科・教育学科
小学校教諭一種 (課程正科生は二種もあり)	60,000	教育学科・児童学科
養護教諭一種	40,000	社会福祉学科
高等学校教諭一種 (福祉)	100,000	社会福祉学科
中学校教諭一種 (国語・社会・英語) (課程正科生は二種もあり)	40,000	文学科
高等学校教諭一種 (英語・国語・地歴・書道)	40,000	文学科
保育士資格	60,000	児童学科
公認心理師受験資格 (大学必要科目)	100,000	心理学科
社会福祉士受験資格	100,000	社会福祉学科
精神保健福祉士受験資格	100,000	社会福祉学科
図書館司書資格	20,000	児童学科・教育学科・心理学科・社会福祉学科・文学科 (学芸員課程正科生は文学科)
学芸員資格	60,000	児童学科・教育学科・心理学科・社会福祉学科・文学科 (学芸員課程正科生は文学科)
介護等体験実習	20,000	小免・中免を取得する場合

② 課程履修費 (円)

※入学許可後、履修登録と併せて課程登録をします。この手続きをすることによって、各種免許状・資格を取得するための科目・実習を履修することができます。(実習費を含む)
 ※複数の教員免許状を取得する場合、一部課程履修費が減額される場合があります。
 例) ①幼一種+小一種取得 100,000円⇒80,000円
 ②同一教科の中・高免許 [中一種(国語)+高一種(国語)] を取得 80,000円⇒40,000円
 ③中一種(社会)+高一種(地歴) を取得 80,000円⇒60,000円
 ④短期大学を卒業して幼、小、中二種免許状所有者が、同種の一様免許状を取得する場合は、課程履修費は半額になります。(養護二種は該当しません。)
 ※社会福祉士、精神保健福祉士受験資格取得に際し、実務経験により実習が免除される場合は課程履修費は各20,000円となります。
 ※課程履修費は「入学許可証」と同時に送付される振込用紙を使用して、銀行、信用金庫からお振込みください。

内容	金額	概要
③ その他の費用 (円)		
1. 面接授業 (スクーリング) 科目の受講料	1単位 6,000~8,000	③ 学費給付 ※スクーリング科目は別途教材費が必要になる場合があります。※実験、実習科目など一部科目は1単位10,000円~13,000円となります。
2. ピアノ試験受験料・レッスン受講料	1回 2,000	幼・小免、保育士取得希望者必修のピアノ試験・レッスンの費用です。

※1、2の費用は受験、受講申込時の納入となりますので、入学時には徴収されません。

(短大)

■納付金等について

①学費等

(単位：円)

項目	正科生1年次		正科生2年次			正科生3年次		備考
	入学時	後期	入学時	前期	後期	前期	後期	
入学金	30,000	—	65,000	—	—	—	—	②授業料減免
授業料	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	
教育充実費	14,500	6,500	14,500	14,500	6,500	14,500	6,500	③学費給付
学力考査等 学習支援費	6,000	—	—	—	—	—	—	
小計	97,500	53,500	126,500	61,500	53,500	61,500	53,500	
規定用品費	5,000	—	5,000	—	—	—	—	紀要閲覧、文献参照補助、質問 対応等
研究補助経費	5,000	—	5,000	—	—	—	—	
学友会費	1,100	—	900	—	—	—	—	
同窓会費	10,000	—	10,000	—	—	—	—	通信教育部卒業生の同窓会費 連合同窓会費含む
小計	21,100	—	20,900	—	—	—	—	
学習管理費	12,000	—	12,000	12,000	—	12,000	—	通信科目の教材費、レポート用紙 費、科目終了試験受験料、学生 教育研究災害障害保険料・学研 災付帯賠償責任保険料
合計	130,600	53,500	159,400	73,500	53,500	73,500	53,500	
年額	184,100		正科生2年次合計 127,000 212,900			127,000		正科生 3年間合計 438,100円 2年次編入生 2年間合計 339,900円

入学時納付金は「入学許可証」と同時に送付される振込用紙を使用して、銀行、信用金庫からお振込みください。

●保育科1年次入学生（正科生）の費用概算【参考】

(単位：円)

課程	①学費等	②課程履修費	③その他の費用			合計
			スクーリング	聖徳教育 (卒業総合面接)	ピアノ試験	
卒業のみ	438,100	—	104,000	11,000~23,000	—	565,100
幼稚園免許		30,000	126,000		12,000	629,100
保育士		60,000	160,000		12,000	693,100
幼稚園免許+保育士		90,000	178,000		12,000	741,100
図書館司書		40,000	156,000		—	657,100

③その他の費用

①、②以外に下記の費用が必要となり、それぞれの申込時に納入します。(入学時には徴収されません)

③学費給付

(単位：円)

	金額	備考
1. 面接授業(スクーリング)科目の受講料	1単位 6,000~8,000	※スクーリング科目は別途教材費が必要 ※実習科目など一部科目は1単位10,000円
2. ピアノ試験受験料・レッスン受講料	1回 2,000	幼免・保育士取得希望者必修のピアノ試験
3. 司書科目スクーリング受講料	1単位科目 10,000円 2単位科目 12,000円	
4. 「聖徳教育(卒業総合面接)」受講料	11,000~23,000	卒業予定者を対象に、学習の総仕上げとして2泊3日の卒業総合面接を受講していただきます。

スクーリング受講料のみが対象、ピアノ試験受験料・レッスン受講料は対象外

※上記記載の学費・諸費等の金額は、学則の改定等に伴い、在学中に変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※入学から卒業までの費用概算は81頁をご覧ください。

【申請書類提出先】

〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬 550 (5号館2階)

聖徳大学通信教育部(大学・短大) 修学支援担当 宛

お問合せ先：047-365-1200

学校法人東京聖徳学園修学支援認定申請書

聖徳大学・聖徳大学短期大学部 学長 川並 弘純 様

下記のとおり修学支援制度の申請をいたします。申請にあたっては、学生としての本分を達成することはもとより、修学支援の趣旨を尊重し、規則等を遵守します。

令和 年 月 日

①申込者情報

本 人	所 属	学部	学科	コース	年	
	学籍番号					
	氏 名	Ⓜ		生年月日	平成 年 月 日	
	現 住 所	〒(-)		電話番号 ()	携帯電話 ()	
	奨 学 金 利用状況	日本学生支援機構奨学金の利用有無について、新入生は採用候補となっている奨学金、2年生以上の学生は現在利用している奨学金を○で囲んでください。				
	生活保護 の有無	いずれかを○で囲んでください。 受給している 受給していない				
生 計 維 持 者 1	氏 名	Ⓜ	生年月日 (和暦)	年 月 日	本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(-)		電話番号 ()	携帯電話 ()	
	勤 務 先	勤務先電話番号 ()				
	障がい の有無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である				
生 計 維 持 者 2	氏 名	Ⓜ	生年月日 (和暦)	年 月 日	本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(-)		電話番号 ()	携帯電話 ()	
	勤 務 先	勤務先電話番号 ()				
	障がい の有無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である				

2.社会的養護について

社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた学生は該当するものを○で囲んでください。

児童養護施設に入所 児童自立支援施設に入所 児童心理治療施設に入所
 自立援助ホームに入所 里親に養育 ファミリーホームで養育

3.家族構成

申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（おもて面の生計維持者1）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。

①就学者以外

続柄	氏名	年齢	現在の職業	勤務先	障がいの有無

②就学者（本人を除く）

続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学形態	障がいの有無
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	

4.資産（該当するものがあれば記入）

預貯金 万円 有価証券 万円
 現金 万円（金融機関に預入していない現金の蓄え）
 貴金属等 _____

5.家庭事情等、申請にあたり特に説明を要することがあれば具体的に記入してください。

2.社会的養護について

社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた学生は該当するものを○で囲んでください。

児童養護施設に入所 児童自立支援施設に入所 児童心理治療施設に入所
 自立援助ホームに入所 里親に養育 ファミリーホームで養育

3.家族構成

申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（おもて面の生計維持者1）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。

①就学者以外

続柄	氏名	年齢	現在の職業	勤務先	障がいの有無

②就学者（本人を除く）

続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学形態	障がいの有無
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	

4.資産（該当するものがあれば記入）

預貯金 _____ 万円 有価証券 _____ 万円
 現金 _____ 万円（金融機関に預入していない現金の蓄え）
 貴金属等 _____

5.家庭事情等、申請にあたり特に説明を要することがあれば具体的に記入してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の実績に関する報告書

年 月 日

聖徳大学長 殿

大学名：

学長名：

印

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免について、本学における下記の者の授業料等減免の実施実績を報告します。

フリガナ		本学に入 学した年 度	令和 年 月
氏 名			
所属学部・ 学科等 (本学)		修業年限 (本学)	年
所属学部・ 学科等 (貴学)		貴学に転 学・編入学 した年度	令和 年 月

本学における授業料等減免の実績

授業料等減免対象者として認定した年月	令和 年 月		
授業料を減免した期間	令和 年 月～ 令和 年 月 (計 月間)		
入学金の減免	有 無		
授業料等減免対象者として認定の取消し	有 無	(認定取消しとなった年月) 令和 年 月	
授業料等減免対象者としての認定の効力の 停止	有 無	(認定効力停止となった年月) 令和 年 月～ 令和 年 月	
(認定の効力の停止が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択)			
<input type="checkbox"/> 休学を認められた。(令和 年 月～令和 年 月(予定)) <input type="checkbox"/> 停学(3月未満の期間のものに限る。)または訓告の処分を受けた。 <input type="checkbox"/> 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ省令第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなった。 <input type="checkbox"/> 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 本学(本校)が定める日までに減免継続願を提出しなかった。 <input type="checkbox"/> 本学(本校)が定める日までに〇〇〇〇〇の届出(提出)を行わなかった。			
直近の適格認定における学業成績の判定 を実施した年月	令和 年 月		
適格認定における学業成績の判定【警告】	有 無	(警告となった年月) 令和 年 月	
(学業成績の判定【警告】が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択)			
事由	<input type="checkbox"/> 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下 <input type="checkbox"/> GPA等が学部等における下位4分の1に該当 <input type="checkbox"/> 学修意欲が著しく低い状況		

備考(特記事項)

--

Blank area with horizontal dashed lines for writing.

3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。次の項目の中から該当するものに✓を記入してください。

- 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。
- 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない。

上記で「卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある。」を選択した場合、どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているかを記述してください。(200～400文字程度)

Blank area with horizontal dashed lines for writing.

注) 記述しきれない場合には、別紙に記述のうえ添付してください。

以下、教職員記入欄

総合判定結果

1. から 3. を総合的に考慮して、在学中の学修意欲等が認められるかを判定した結果、

- 在学中の学修意欲等があると認められる。
- 在学中の学修意欲等があるとは認められない。